

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月5日

【会社名】 ルネサスエレクトロニクス株式会社

【英訳名】 Renesas Electronics Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 柴田 英利

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲三丁目2番24号

【電話番号】 03(6773)3000(代表)

【事務連絡者氏名】 企業法務部長 橋口 幸武

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区豊洲三丁目2番24号

【電話番号】 03(6773)3000(代表)

【事務連絡者氏名】 企業法務部長 橋口 幸武

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

| | |
|----------------|--------------|
| その他の者に対する割当 | |
| 2020年度新株予約権第3号 | 619,311,000円 |
| 2020年度新株予約権第4号 | 0円 |
| 2020年度新株予約権第5号 | 239,531,600円 |
| 2020年度新株予約権第6号 | 0円 |

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

| | |
|----------------|--------------|
| 2020年度新株予約権第3号 | 620,460,000円 |
| 2020年度新株予約権第4号 | 3,589,800円 |
| 2020年度新株予約権第5号 | 239,976,000円 |
| 2020年度新株予約権第6号 | 221,400円 |

(注)

1. 本募集は、2020年7月30日付の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行されることから、2020年度新株予約権第3号については、619,311,000円、2020年度新株予約権第4号については、金銭による払込みを要しないため、0円、2020年度新株予約権第5号については、239,531,600円、2020年度新株予約権第6号については、金銭による払込みを要しないため、0円とします。また、2020年度新株予約権第3号及び2020年度新株予約権第5号に係る募集金額並びに2020年度新株予約権第3号、2020年度新株予約権第4号、2020年度新株予約権第5号及び第6号に係る発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額(2020年7月30日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とします。)です。
3. 新株予約権の行使期間内に新株予約権の行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年7月30日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2020年度新株予約権第5号の割当新株予約権数に誤記がありましたので、これを訂正するとともに、2020年8月5日付で関東財務局長に四半期報告書を提出したことに伴い、訂正すべき事項があるため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

3 新規発行新株予約権証券(2020年度新株予約権第5号)

(1) 募集の条件

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照情報の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部 【証券情報】

(訂正前)

第1 【募集要項】

3 【新規発行新株予約権証券(2020年度新株予約権第5号)】

(1) 【募集の条件】

(略)

- (注) 1. 2020年度新株予約権第5号新株予約権証券(以下、「3 新規発行新株予約権証券(2020年度新株予約権第5号)」において「本新株予約権」といいます。)は、2020年7月30日付の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。
2. 本新株予約権の引受けの申込みは、申込期間内に当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で新株予約権割当契約を締結することにより行うものとします。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであります。
4. 本新株予約権の募集は、当社の従業員並びに当社の子会社の従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。なお、本新株予約権の払込金額の払込債務は、割当てを受ける者が当社に対して有する金銭債権と相殺されます。

| 対象者 | 人数 | 割当新株予約権数 |
|-------------|------|----------|
| 当社の従業員 | 219名 | 415,400個 |
| 当社完全子会社の従業員 | 18名 | 29,000個 |
| 対象者合計 | 237名 | 444,400個 |

(訂正後)

第1 【募集要項】

3 【新規発行新株予約権証券(2020年度新株予約権第5号)】

(1) 【募集の条件】

(略)

- (注) 1. 2020年度新株予約権第5号新株予約権証券(以下、「3 新規発行新株予約権証券(2020年度新株予約権第5号)」において「本新株予約権」といいます。)は、2020年7月30日付の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。
2. 本新株予約権の引受けの申込みは、申込期間内に当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で新株予約権割当契約を締結することにより行うものとします。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであります。
4. 本新株予約権の募集は、当社の従業員並びに当社の子会社の従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。なお、本新株予約権の払込金額の払込債務は、割当てを受ける者が当社に対して有する金銭債権と相殺されます。

| 対象者 | 人数 | 割当新株予約権数 |
|-------------|------|----------|
| 当社の従業員 | 219名 | 4,154個 |
| 当社完全子会社の従業員 | 18名 | 290個 |
| 対象者合計 | 237名 | 4,444個 |

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第18期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) 2020年3月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第19期(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日) 2020年5月12日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年7月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年4月7日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第18期事業年度)及び事業年度第19期第1四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2020年7月30日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(2020年7月30日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。

(訂正後)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第18期(自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日) 2020年 3月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度第19期(自 2020年 1月 1日 至 2020年 3月31日) 2020年 5月12日関東財務局長に提出

(2) 事業年度第19期(自 2020年 4月 1日 至 2020年 6月30日) 2020年 8月 5日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年 8月 5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年 4月 7日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第18期事業年度)及び四半期報告書(第19期事業年度第1四半期及び第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年 8月 5日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年 8月 5日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。